

品川区
飲料用自動販売機設置者
一般競争入札参加要領
(飲料用自動販売機設置場所に係る一般競争入札)

平成29年12月
品川区総務部経理課管財係

飲料用自動販売機設置までのスケジュール

(詳細は必ず本要領の該当箇所をご覧ください)

- 1 公告日 平成29年12月11日(月)
- 2 要領配布期間 平成29年12月11日(月)から平成30年1月23日(火)まで
- 3 現地内覧 平成30年1月11日(木)
※物件ごとに日時を指定して行い、事前申込み制とします。
- 4 質問と回答
質問期間 平成30年1月15日(月)午後5時まで
質問方法 所定の様式を利用し、FAXにより提出してください。
回 答 質問に対する回答は、平成30年1月22日(月)までに品川区ホームページ上に掲示します。
- 5 入札参加申込
受付期間 平成29年12月11日(月)から平成30年1月23日(火)まで(土曜日および日曜を除きます。)
受付時間 午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までの時間帯を除きます。)
受付場所 品川区役所総務部経理課管財係(品川区広町2-1-36 本庁舎6階)
申込方法 受付場所へ申込書類を持参して行ってください。
- 6 入札参加資格の審査
申込者の入札参加資格を審査し、結果を平成30年1月30日(火)までにお知らせします。
- 7 入札と開札
入札日時 平成30年2月9日(金)午後1時から午後2時まで
入札場所 品川区役所総務部経理課(本庁舎6階・品川区広町2-1-36)
開札場所 品川区役所入札室(本庁舎6階・品川区広町2-1-36)
※入札後、すみやかに開札を行い、落札者を決定します
- 8 契約の締結
落札者と品川区は、平成30年3月9日(金)までに飲料用自動販売機の設置に係る土地一時貸付契約または建物一時貸付契約を締結します。
- 9 貸付料の納付
品川区の発行する納入通知書により指定期日までに貸付料を納めていただきます。
- 10 飲料用自動販売機の設置
飲料用自動販売機を設置する日(平成30年4月1日以降)は、各物件の落札者および施設管理担当課間において協議のうえ、決定します。

| | | |
|----|-----------------------------|----|
| 1 | 飲料用自動販売機の設置事業者の募集について | 4 |
| 2 | 対象物件 | 4 |
| 3 | 入札参加資格 | 5 |
| 4 | 飲料用自動販売機の設置に関する諸条件 | 6 |
| 5 | 現地内覧 | 8 |
| 6 | 入札手続き | 9 |
| 7 | 落札者の決定 | 12 |
| 8 | 契約の締結 | 12 |
| 9 | 貸付料の納付 | 12 |
| 10 | 問い合わせ先 | 12 |
| 11 | 附属書類 | |
| | 物件説明書 | |
| | 各種書類を作成する際の注意事項 | |
| | 土地一時貸付契約書 | |
| | 建物一時貸付契約書 | |
| | 仕様書 | |
| | 災害時における自動販売機販売品の無償提供に関する協定書 | |
| 12 | 様式 | |
| | 様式第1号 入札参加申込書 | |
| | 様式第2号 誓約書 | |
| | 様式第3号 質問書 | |
| | 様式第4号 入札辞退届 | |
| | 様式第5号 入札書 | |

1 飲料用自動販売機の設置事業者の募集について

品川区は、区有施設の一部（下記2対象物件参照）に飲料用自動販売機を設置する事業者を募集し、その事業者を一般競争入札（以下「本件入札」といいます。）により決定します。本件入札への参加を希望される場合は、以下の記載事項についてご一読いただき、入札および契約に係る内容についてご了承のうえ、入札参加の申込みを行ってください。

2 対象物件

| 物件番号 | 名称 | 所在地 | 場所 | 貸付面積 | 予定価格 (月額) |
|------|------------------------------|------------------|--------------------|-------|--------------|
| 1 | 品川産業支援交流施設4階 ① | 品川区北品川 5-5-15 | 大崎ブライ ト コア4階 | 1.60㎡ | 6,873円 |
| 2 | 品川産業支援交流施設4階 ② | 品川区北品川 5-5-15 | 大崎ブライ ト コア4階 | 1.40㎡ | 6,013円 |
| 3 | 大井倉田わかくさ荘・大井 在宅サービスセンター敷地 | 品川区大井4-14-8 | 屋外 | 1.20㎡ | 694円 |
| 4 | 品川区立大井林町高齢者住 宅等高齢者複合施設 | 品川区東大井4-9-1 | 1階ホール | 1.35㎡ | 3,467円 |

※各物件の詳細については、本要領内の物件説明書および品川区が実施する現地内覧により確認してください。

※各物件において設置できる飲料用自動販売機の数はいずれも1台のみです。

※各物件説明書で不要と記載されている場合を除き、貸付範囲内に使用済容器回収箱、転倒防止板および子メーターを設置していただきます。

3 入札参加資格

次に掲げるすべての要件を満たす法人または個人に限り、本件入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 品川区契約暴力団等排除措置要綱第3条による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けているもしくは過去に受けたことのある団体、その役職員または構成員でないこと。
- (4) 法人にあつては東京都内に本店、支店または営業所を有するものであること、また、個人にあつては品川区内で事業を営んでいること。
- (5) 過去2ヵ年の間において、品川区もしくは他の地方公共団体または国との間で、本件入札に係る契約と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結した実績（以下「契約実績」という。）を有し、かつ誠実に履行していること。なお、契約実績には、飲料用自動販売機の設置に係る貸付契約のほか地方自治法に基づく行政財産の使用許可処分および都市公園法に基づく設置許可処分を含みます。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていないこと。
- (7) 法人にあつては法人税を滞納していないこと、個人にあつては市区町村民税を滞納していないこと。

4 飲料用自動販売機の設置に関する諸条件

- (1) 区有施設への飲料用自動販売機設置の権原
地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に規定する行政財産の一部貸付によることとします。
- (2) 貸付の種類
土地一時貸付契約または建物一時貸付契約（借地借家法（平成3年法律第90号）の適用を受けない契約形態となります。）
- (3) 用途の指定
物件の指定用途は、飲料用自動販売機、使用済容器回収箱、転倒防止板および子メーターの設置に限定します。また、1物件につき設置できる飲料用自動販売機の台数は1台です。
- (4) 貸付期間
貸付期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間となります。なお、すべての物件において、契約期間の更新や延長は行いません。
- (5) 貸付料
月額貸付料は、入札により決定します。
- (6) 電気料金
設置事業者（各物件落札者）には、設置した飲料用自動販売機の電気使用量に応じて、電気料金を負担していただきます。貸付物件に係る電気使用量を計測するための子メーターを貸付範囲内に設置してください。（物件説明書に子メーター設置不要とある場合は、設置する必要はありません。）
 - ア 子メーターを設置する場合
区は、子メーターで計量した月ごとの電気使用量に基づき、電気料金を算定し、設置事業者へ請求します。電気料金の算定式は次のとおりです。
$$\text{月額電気料金} = \text{子メーターの月間電気使用量} \times \frac{\text{親メーターの月額電気料金}}{\text{親メーターの月間電気使用量}}$$
 - イ 子メーターを設置しない場合で既存建物から電力を取得する場合
電気料金は、施設管理者と締結する覚書に基づき設置事業者へ請求します。
 - ウ 子メーターを設置しないで既存建物から電力を取得しない場合
設置事業者自身で電力供給事業者と直接契約および支払をしていただきます。なお、契約等にかかる費用は、設置事業者の負担となります。
- (7) アルコール飲料（酒類）の提供禁止
設置する飲料用自動販売機でアルコール飲料（酒類）は販売できません。
- (8) 使用済容器回収箱の設置
貸付範囲内に使用済容器回収箱を設置していただきます。

(9) 災害時における飲料用自動販売機内の販売品の無償提供

落札者には、地震、台風等の災害時に飲料用自動販売機内の販売品を無償提供することについて、区と本要領に附属する「災害時における自動販売機販売品の無償提供に関する協定書」により協定を締結していただきます。

このことから、設置する自動販売機については、災害時に自動販売機内の販売品を無償提供することができるものとしていただきますが、手動型またはバッテリー搭載型の種別は問いません。

(10) 転倒防止措置の実施

飲料用自動販売機について、転倒防止板など転倒防止に必要な措置を行っていただきます。

(11) その他の契約条件

その他の契約条件については、本要領に附属する「土地一時貸付契約書」、「建物一時貸付契約書」、「物件説明書」および「仕様書」をご確認ください。

5 現地内覧

現地内覧を希望する場合は、平成30年1月10日（水）午後5時まで（土曜日および日曜日を除きます。）に、本要領10の問い合わせ先に電話またはFAXによりご連絡のうえ、お申し込み願います。（事前申込み制となります。）

なお、現地内覧への参加人数は申込者（1者）につき、1名までとします。

※現地内覧にあたっては、すべての物件において施設内駐車場に余裕がありませんので、公共交通機関をご利用のうえご来場願います。

| 物件 番号 | 名称 | 所在地 | 場所 | 開始日時 |
|----------|------------------------------|------------------|--------------------|--------------------|
| 1 | 品川産業支援交流施設4階 ① | 品川区北品川 5-5-15 | 大崎ブライ ト コア4階 | 1/11（木） 午後1時30分 |
| 2 | 品川産業支援交流施設4階 ② | 品川区北品川 5-5-15 | 大崎ブライ ト コア4階 | 1/11（木） 午後1時40分 |
| 3 | 大井倉田わかくさ荘・大井 在宅サービスセンター敷地 | 品川区大井4-14-8 | 屋外 | 1/11（木） 午後2時40分 |
| 4 | 品川区立大井林町高齢者住 宅等高齢者複合施設 | 品川区東大井4-9-1 | 1階ホール | 1/11（木） 午後3時10分 |

6 入札手続き

(1) 入札参加申込

ア 申込方法

本件入札への参加を希望する場合は、下記オの「申込書類」を作成のうえ、下記エの「受付場所」まで直接ご持参願います。

イ 受付期間

平成29年12月11日（月）から平成30年1月23日（火）まで
ただし、土曜日および日曜日は閉庁日のため受付できません。

ウ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで
ただし、正午から午後1時までの時間帯を除きます。

エ 受付場所

品川区広町二丁目1番36号 品川区役所本庁舎6階 総務部経理課管財係

オ 申込書類

法人または個人の区別に応じて、下表に記載されている申込関係書類を提出してください。

なお、入札参加資格を審査するにあたり、下表に記載する書類以外の書類の提出を求めることがあります。また、提出いただいた書類は、本件入札への参加辞退または入札の結果等にかかわらず返却しません。

| | 法人 | 個人 | 備考 |
|-------------------------|----|----|-------|
| 入札参加申込書 | ○ | ○ | 様式第1号 |
| 誓約書 | ○ | ○ | 様式第2号 |
| 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） | ○ | — | ※1 |
| 商号登記簿謄本（履歴事項全部証明書） | — | △ | ※1、※2 |
| 身分証明書（破産者等でないことの証明） | — | △ | ※1、※2 |
| 登記されていないことの証明書 | — | △ | ※1、※2 |
| 法人税の納税証明書その1 | ○ | — | ※1、※3 |
| 市区町村民税の納税証明書 | — | ○ | ※1、※3 |
| 設置する飲料用自動販売機の仕様がわかる資料 | ○ | ○ | ※4 |
| 上記3入札参加資格(5)契約実績に係る証明書類 | ○ | ○ | ※5 |

○印：必要な書類 △印：条件によっては必要な書類 —印：不要な書類

※1 発行から3ヵ月以内の原本をご提出願います。

※2 個人の場合で、商号を登記している方は、商号登記簿謄本を提出してください。商号を登記していない方は、身分証明書および登記されていないことの証明書を提出してください。

※3 入札参加申込時点で入手できる直近の年の納税証明書をご提出願います。

※4 数種の飲料用自動販売機が掲載されている資料を提出する場合は、設置を予定する飲料用自動販売機がわかるようにしてください。

※5 貸付契約書、行政財産の使用許可書などのコピーを提出してください。

(2) 入札参加資格の審査

申込書類の受付け後、申込者の入札参加資格を審査し、その結果を平成30年1月30日(火)までに入札参加申込書に記載された電話番号宛てにお知らせします。

(3) 質問書の提出と回答

本件入札に関する質問は、次のとおり受付け、後日回答を行います。

ア 質問方法

様式第3号質問書に、質問内容とその他必要事項を記載のうえ、下記10問い合わせ先までFAXでお送りください。また、質問書を送信した際は、下記10問い合わせ先まで電話連絡のうえ、必ず着信確認を行ってください。

イ 提出期間

平成30年1月15日(月)午後5時まで。

※締切り時間超過後に送付のあった質問書記載の質問については、回答しません。

ウ 回答

質問に対する回答は、平成30年1月22日(月)までに品川区ホームページ上に掲示します。

(4) 入札参加の辞退

入札参加申込書を提出した後に、本件入札への参加を辞退する場合は、平成30年2月8日(木)午後4時までに、様式第4号入札辞退届を持参し、または郵送(必着)して下さい。

(5) 入札と開札の執行

ア 日時

すべての物件について、次の日時で入札を行います。

入札日時 平成30年2月9日(金) 午後1時から午後2時

入札場所 品川区広町二丁目1番36号 品川区役所本庁舎6階経理課

※入札時刻に遅れると入札に参加することができません。当日は、時間に余裕をもって来庁してください。

イ 開札会場

場 所 品川区広町二丁目1番36号 品川区役所 本庁舎6階 入札室

※入札終了後、物件番号順にすみやかに開札し、落札者を決定します。

※各物件の入札ごとに、当該物件の参加申込者に入室していただきます。

※会場規模の都合上、入室できる方は1申込者につき1名とします。

ウ 入札方法

(ア) 入札書の作成

様式第5号入札書に、月額貸付料その他必要事項を記載し、記名押印のうえ、物件ごとに封筒に入れて入札箱に投函してください。

なお、封筒は、長形3号またはこれより小さいサイズのものを各自でご用意いま

す。

(イ) 入札の取りやめ

入札参加者が共同して、または不穏な行動をするなどの場合において、入札を公正に執行することができないと認められたときは、その入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがあります。

(ウ) 入札書の書換え

投函した入札書の書換え、引換えまたは撤回はできません。

(エ) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札および明らかに共同によると認められる入札は無効とします。

- ① 入札に参加する資格がない者のした入札
- ② 入札書の記載事項が不明な入札または入札書に有効な記名もしくは押印のない入札
- ③ 同一物件の入札について2通以上の入札書を提出した者のした入札
- ④ 他人の代理を兼ねまたは2人以上の代理をした者のした入札
- ⑤ 入札書の金額の表示を改ざんし、または訂正した入札
- ⑥ 区が定める予定価格未満の金額で入札した入札
- ⑦ 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記した入札
- ⑧ 錯誤による入札であると入札担当者が認めた入札
- ⑨ 前各号のほか、入札条件に違反した入札

7 落札者の決定

- (1) 区が定める予定価格以上の入札のうち最高価格での入札を行った入札者をもって落札者とします。なお、予定価格は各物件説明書に記載しております。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2名以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かないものがあるときは、入札事務に関係のない職員が代わりにくじを引くこととします。

8 契約の締結

- (1) 落札者と区は、平成30年3月9日（金）までに本要領に付属する「土地一時貸付契約書」または「建物一時貸付契約書」により契約を締結します。
- (2) 契約は、区が落札者ととも契約書に記名押印したときに成立します。
- (3) 契約書は、物件ごとに作成します。
- (4) 契約金額は、落札者が入札書に記載された金額とします。
- (5) 契約の締結に要する費用は、落札者の負担とします。

9 貸付料の納付

貸付料は、年度（4月から翌年3月までを1年度とする。）ごとに、区が発行する納入通知書により各年度分を一括して指定期日までに納めていただきます。

| 年度 | 貸付料 | 納入期限 |
|---------|------------|------------|
| 平成30年度分 | 月額貸付料×12カ月 | 平成30年4月27日 |
| 平成31年度分 | 月額貸付料×12カ月 | 平成31年4月30日 |
| 平成32年度分 | 月額貸付料×12カ月 | 平成32年4月30日 |

10 問い合わせ先

飲料用自動販売機設置者募集に関する問い合わせ先

東京都品川区広町二丁目1番36号 品川区役所 本庁舎6階

総務部経理課管財係

直通電話 03（5742）6640

FAX 03（5742）6873